

事務事業名	不妊治療医療費助成事業	整理番号	53103-010
所管	健康推進課		

●事務事業の位置付け

期間	平成19年度～平成年度	根拠法令・要綱等	少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法
基本計画における位置付け	基本政策 5-3 少子化への対応	関連政策	
	政策 5-3-1 少子化への対応		

●事務事業の内容

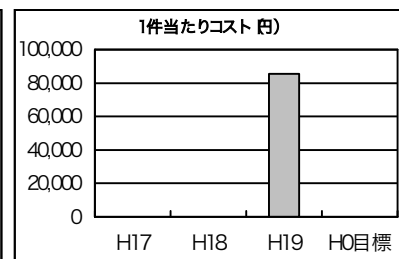
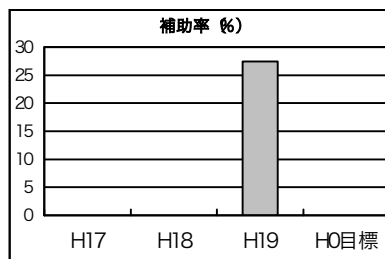
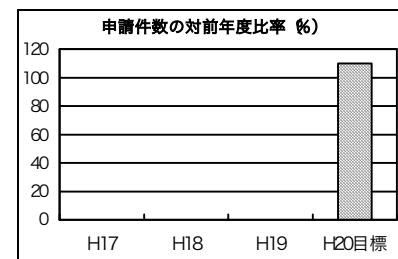
目的 (何のために)	不妊治療にかかる経済的・精神的負担の軽減を図り、少子化対策を推進する。
対象 (誰・何を)	医療保険の適用にならない体外受精、顕微受精、人工授精などの不妊治療を受けている夫婦。
手段 (どのようなやり方で)	不妊治療費用の2分の1以内で1年度につき10万円を限度額とする。ただし、同一夫婦5年度間まで。
成果 (どのような状態にしたいか)	不妊に悩む夫婦の問題解決がなされ、妊娠出産につながることは、少子化対策推進の助となるものである。
事務事業の背景・住民の意向	不妊に悩む夫婦が増えている昨今、不妊治療の中には医療保険適用にならない高額な治療もあり経済的・精神的負担も大きい。社会的にも少子化対策が叫ばれ、その対策の一つとして不妊治療費助成の声が高まっている中で開始できた。
見直し改善の経過	県制度の改正や近隣自治体の情報にも目を向け、限度額の見直しなど、不妊に悩む夫婦がより利用しやすい制度としていく必要がある。また、県が実施している不妊治療費助成事業と併用できるのでPRも進めていく。

●事務事業の実績・投入コスト

年度	事務事業実績
平成17年度	
平成18年度	
平成19年度	申請件数 39件 (32人)



●評価指標



●事務事業の評価

観点別・一次評価 (担当部署の評価)		コメント	
観点別評価	必要性	★★★★	県の特定不妊治療費補助制度は、1年に2回まで、1回10万円を限度とした制度である。ただし、所得制限がある。本事業は平成19年度よりスタートしたが、県の制度と併用が可能で、所得制限がないこともあり、当初予定した件数の2倍近くの申請があり要望も高く、さらに充実が望まれる事業である。
	有効性	★★★★	
	効率性	★★★★	
一次評価	A	★★★★★	今後の方向性 継続
二次評価 (行政評価委員会の評価)		コメント	
二次評価	B	☆☆☆	今後の方向性 継続

●改革プラン

平成20年度からの対応	平成19年度に引き続き実施。
平成21年度以降の対応	要望も高く、必要な事業であることから、県や近隣の動向を見ながら、さらに充実した制度にしていく。
改革により予想される成果	制度の充実により、不妊に悩む夫婦の経済的・精神的負担の軽減され少子化対策の推進が図られる。